

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成11年3月31日蔵関第256号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る 米麦等の輸入通関の際における取扱いについて (省略) 記	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る 米麦等の輸入通関の際における取扱いについて (同左) 記
1 輸入の対象となる米麦等 (1) 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号。以下「法」という。）第30条、第31条及び第34条に基づき行われる輸入の対象となる米穀等であって税関に確認を依頼する米穀等は、次に掲げる物品である。 関税定率法別表の第1006.10号、第1006.20号、第1006.30号、第1006.40号、 <u>第1102.90号の(三)</u> 、第1103.19号の(四)、第1103.20号の三の(二)、第1104.19号の二の(二)、第1104.29号の二、第1901.20号の一の(二)のA及び(三)、第1901.90号の一の(二)のA、第1904.10号の二の(一)、第1904.20号の二の(一)及び第2106.90号の二の(一)のAに掲げる物品並びに第1901.90号の一の(三)及び第1904.90号の一に掲げる物品のうち米の含有量が全重量の30%を超えるもの (2) (省略)	1 輸入の対象となる米麦等 (1) 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号。以下「法」という。）第30条、第31条及び第34条に基づき行われる輸入の対象となる米穀等であって税関に確認を依頼する米穀等は、次に掲げる物品である。 関税定率法別表の第1006.10号、第1006.20号、第1006.30号、第1006.40号、 <u>第1102.30号</u> 、第1103.19号の(四)、第1103.20号の三の(二)、第1104.19号の二の(二)、第1104.29号の二、第1901.20号の一の(二)のA及び(三)、第1901.90号の一の(二)のA、第1904.10号の二の(一)、第1904.20号の二の(一)及び第2106.90号の二の(一)のAに掲げる物品並びに第1901.90号の一の(三)及び第1904.90号の一に掲げる物品のうち米の含有量が全重量の30%を超えるもの (2) (同左)
2 税関の確認の時期及び方法 (1)及び(2) (省略) (3) 法第34条の規定に基づき、納付金を納付して輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。 なお、保税工場又は総合保税地域において米穀等を原料として製造された製品を国内に引き取る場合の当該原料米穀等についても本規定は適用されるので留意願いたい。	2 税関の確認の時期及び方法 (1)及び(2) (同左) (3) 法第34条の規定に基づき、納付金を納付して輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。 なお、保税工場又は総合保税地域において米穀等を原料として製造された製品を国内に引き取る場合の当該原料米穀等についても本規定は適用されるので留意願いたい。

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成11年3月31日蔵関第256号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>① (省略)</p> <p>② 確認方法</p> <p>総合食料局は米穀等の輸入者に納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金納付申出書」（以下「申出書」という。）（別紙2）の写しを交付し、申出書と収納機関（銀行等）が発行する納付金の「領収証書」（歳入徴収官事務規程別紙第4号書式の第1片）<u>又は地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）</u>が発行する「米麦等輸入納付金領収証明書」（別紙3）（以下「領収証書等」という。）を輸入申告の際に提出させて、申出書及び<u>当該領収証書等</u>の記載内容（正味数量及び納付金額）と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p> <p>なお、</p> <p>ア) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（以下「令」という。）第8条第4項に基づき、米穀等の輸入者より申出書の変更の申出があった場合（納付金不足額の追加納付の場合）は、総合食料局は米穀等の輸入者に納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書」（以下「変更申出書」という。）（別紙4）の写しを交付し、変更申出書及び<u>納付金の領収証書等</u>を輸入申告の際に提出させて、変更申出書及び<u>当該領収証書等</u>の記載内容（正味数量及び納付金額）と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p> <p>イ) 令第8条第6項に基づき、農林水産大臣が申出書又は変更申出書の記載事項に誤りがあると認め、当該申出又は変更申出に係る納付金の額を決定した場合は、総合食料局は米穀等の輸入者に、納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金決定通知書」（以下「決定通知書」という。）（別紙5）を交付し、決定通知書及び<u>納付金の領収証書等</u>を輸入申告</p>	<p>① (同左)</p> <p>② 確認方法</p> <p>総合食料局は米穀等の輸入者に納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金納付申出書」（以下「申出書」という。）（別紙2）の写しを交付し、申出書と収納機関（銀行等）が発行する納付金の「領収証書」（歳入徴収官事務規程別紙第4号書式の第1片）を輸入申告の際に提出させて、申出書及び<u>当該領収証書の記載内容（正味数量及び納付金額）</u>と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p> <p>なお、</p> <p>ア) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（以下「令」という。）第8条第4項に基づき、米穀等の輸入者より申出書の変更の申出があった場合（納付金不足額の追加納付の場合）は、総合食料局は米穀等の輸入者に納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書」（以下「変更申出書」という。）（別紙3）の写しを交付し、変更申出書及び<u>収納機関（銀行等）</u>が発行する納付金の「領収証書」を輸入申告の際に提出させて、変更申出書及び<u>当該領収証書の記載内容（正味数量及び納付金額）</u>と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p> <p>イ) 令第8条第6項に基づき、農林水産大臣が申出書又は変更申出書の記載事項に誤りがあると認め、当該申出又は変更申出に係る納付金の額を決定した場合は、総合食料局は米穀等の輸入者に、納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金決定通知書」（以下「決定通知書」という。）（別紙4）を交付し、決定通知書及び<u>収納機関（銀行等）</u>が発行する「領</p>

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成11年3月31日蔵関第256号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の際に提出させるので、決定通知書及び当該領収証書等の記載内容（正味数量及び納付金額）と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p>	<p>「収証書」を輸入申告の際に提出させるので、決定通知書及び当該領収証書の記載内容（正味数量及び納付金額）と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p>
<p>(4)及び(5) (省略)</p> <p>(6) 法第45条に基づき納付金を納付して麦等の輸入を行う場合については、(3)に準じて行うものとする。ただし、この場合の申出書、変更申出書及び決定通知書の様式については、それぞれ<u>別紙6</u>、<u>別紙7</u>及び<u>別紙8</u>によるものとする。</p>	<p>(4)及び(5) (同左)</p> <p>(6) 法第45条に基づき納付金を納付して麦等の輸入を行う場合については、(3)に準じて行うものとする。ただし、この場合の申出書、変更申出書及び決定通知書の様式については、それぞれ<u>別紙5</u>、<u>別紙6</u>及び<u>別紙7</u>によるものとする。</p>
<p>なお、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の2第3項に規定する特別特恵受益国を原産地とする麦等の輸入を行おうとする場合については、総合食料局は当該麦等の輸入者に特別特恵受益国を原産地とする麦等の輸入である旨を記載した申出書の写しを交付し、輸入申告の際に提出させるので、申出書の記載内容と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p>	<p>なお、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の2第3項に規定する特別特恵受益国を原産地とする麦等の輸入を行おうとする場合については、総合食料局は当該麦等の輸入者に特別特恵受益国を原産地とする麦等の輸入である旨を記載した申出書の写しを交付し、輸入申告の際に提出させるので、申出書の記載内容と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p>
<p>3 (省略)</p>	<p>3 (同左)</p>
<p>別紙1及び別紙2 (省略)</p>	<p>別紙1及び別紙2 (同左)</p>

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成11年3月31日蔵関第256号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(別紙3)</p> <p style="text-align: center;"><u>米麦等輸入納付金領収証明書</u></p> <p><u>住所</u> <u>氏名</u> 様</p> <p style="text-align: center;"><u>農政事務所長</u> 印</p> <p><u>下記の金額について、米穀等及び麦等輸入納付金として納付されたことを証明します。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <p> <u>1 関税番号</u> _____ <u>2 納入告知書整理番号</u> _____ <u>3 正味数量</u> _____ kg <u>4 納付金額</u> _____ 円 <u>5 納付年月日</u> _____ 年 月 日 <u>6 納付方法</u> _____ </p>	(新設)

別紙4～別紙8 (省略)

別紙3～別紙7 (同左)